道路の区域変更 (二件)

道路の供用開始 (二件)

|級河川二河川水系河川整備基本方針の策定

(河川企画整備室)

(道路河川管理室)

(道路整備室)

(漁業調整室)

級河川芦田川水系芦田川上流ブロック河川整備計画の

告

一級河川本川水系河川整備基本方針の策定

事業の工事の完了

過疎地域自立促進特別措置法の規定による基幹道路整備

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生

示

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

則

目

次

採石法施行細則の一部を改正する規則

(以上県法規登載)

遊技機の型式の検定の告示

五

(水産振興室)

:

. 五

公安委員会告示

らと連接一体をなす水面の範囲



期

号

島

第 46

定

広島県総務部 総務管理局文書法制室 2,700円

発行者 広

(福祉保健総務室) (技術企画室) : :: :: 購読料 月 額 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 採石法施行細則の たことに伴い、 施行期日 平成十八年七月一日 施行期日 改正の要旨 改正の要旨 採石法施行規則の一部改正に伴い、 平成十八年六月二十二日 災害救助法による救助の程度、

一部を改正する規則

(規則第六十一号) (技術企画室

引用条項の整理を行うなど必要な改正を行った。

応急仮設住宅の支出の限度額を引き下げるなどの改正を行った。

方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正され

(規則第六十号) (福祉保健総務室)

規

則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十八年六月二十二日

広島県知事

藤

田

雄

Щ

広島県規則第六十号

:

四

(文化・県民協働室)

-

四四四

(地域産業振興室)

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人の定款変更認証申請 特定非営利活動法人の認証申請

コイヘルペス病にかかり、又はかかっている疑いがある

大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要

と認められたコイが確認された県内公共用水面及びこれ

欄第二号中「一六、九〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「一九、 七〇〇円」を「三二、六〇〇円」に、「五一、 六〇〇円」を「四九、 三00円」 を 二 七、二00円」 に、二八、五00円」 を 二八、四00円」 に、二二、 二〇〇円」を「二一、一〇〇円」に、「三六、 災害救助法施行細則 別表第一応急仮設住宅の項中「二、三八五、〇〇〇円」を「二、三四二、〇〇〇円」に改 同表被服、 を「三九、 寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項支出の限度の欄第一号中「一七、 000円」に、「六0、 五〇〇円」 (昭和二十三年広島県規則第九号)の一部を次のように改正する。 に、「七五、六〇〇円」 三〇〇円」を「六〇、 四〇〇円」を「五一、二〇〇円」に、「三九、 八〇〇円」を「三六、七〇〇円」に、「三二、 を「七五、四〇〇円」に改め、 | 00円 に、「四九、 九 同

○○円」に改め、同表災害にかかつた住宅の応急修理の項中「五一○、○○○円」を「五○ ○、○○○円」に改め、同表埋葬の項中「一九三、○○○円」を「一九九、○○○円」に、 〇〇円」に、「一七、五〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「二五、三〇〇円」を「二五、二| 区 (広島市漁業協同組合)、広島地区加入区 (広島市漁業協同組合)、向洋地区加入区 (広島 「一五四、四〇〇円」を「一五九、二〇〇円」に改める。

市漁業協同組合)、宇品地区加入区 (広島市漁業協同組合)、仁保加入区 (広島市漁業協同組

合)、仁保加入区 (仁保漁業協同組合)、倉橋東加入区 (倉橋西部漁業協同組合)、倉橋西加

入区 (倉橋西部漁業協同組合)、倉橋東加入区 (倉橋島漁業協同組合)、倉橋西加入区 (倉橋

安浦加入区 (安浦漁業協同組合)、大崎内浦加入区 (大崎内浦漁業協同組合)、向島町加入区 島漁業協同組合)、鹿島加入区 (倉橋島漁業協同組合)、川尻町加入区 (川尻漁業協同組合)、

則

この規則は、 公布の日から施行する。

採石法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する 平成十八年六月二十二日

広島県知事 藤 田 雄

Ш

広島県規則第六十一号

採石法施行細則の一部を改正する規則

号中「第八条の十五第二項第十号」を「第八条の十五第二項第十一号」に改め、同号ト中 中「土地登記簿の謄本又は全部事項証明書」を「土地の登記事項証明書」に改め、同項第五 以下同じ。)」に改め、同項第二号二中「廃土又は廃石」を「廃土等」に改め、同項第四号イ 口中「廃土又は廃石」を「廃土等 (廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土をいう。 「廃土又は廃石」を「廃土等」に改める。 第三条第一項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、 採石法施行細則(昭和四十六年広島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。 同条第二項第一号

別記様式第二号及び別記様式第六号中「嵙山牃務や描止する」を削る。

広

この規則は、 平成十八年七月一日から施行する。

示

広島県告示第六百五十三号

出を審査した結果、 漁船損害等補償法 次の加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があったも (昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条の二第二項の規定による届

平成十八年六月二十二日

のと認めた。

広島県知事 藤 田 雄 Щ

井口加入区 (井口漁業協同組合)、草津地区加入区 (広島市漁業協同組合)、江波地区加入

広島県告示第六百五十四号

(向島町漁業協同組合)

安芸高田市の市道改築工事を次のとおり完了した。 過疎地域自立促進特別措置法 (平成十二年法律第十五号) 第十四条第一項の規定によって、

平成十八年六月二十二日

広島県知事

藤

田

雄

Щ

根市	
線道	路
握	線
美 下川	名
地先まで地先の日本の主	I
高宮町大字川	事
大字川根字竹貞三九二六番大字川根字竹貞三七七七番	X
二九二六番一二七七七番一	間
改	種工
築	事類の
平成一八年五月	工事完了の日

広島県告示第六百五十五号

のとおり変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定によって、 道路の区域を次

局において、平成十八年七月六日までの間、縦覧に供する その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設

平成十八年六月二十二日

広島県知事

藤

田

雄

Щ

道路の種類

三原本郷線

道路の区域

道路の区域

道路の種類

県道

名

広島三次線

==-	==-		
線市市交小小	端端 三二	線市市 交小小 点坂坂 ま町町	区
地先県道大草	先先	地先県道大草	間
新	旧	旧	別 IE
== :: :: :: :: :: :: :: :: ::	一七 . 八〇 -	七・二〇~一	敷地の幅員
九四・五	一三六・五〇	三六・五〇	延長
$\ddot{\Box}$			
五〇			備考

路 道路の種類 線 名 県道 大草三原線

道路の区域

三原市小坂町字竹野	X		
端三二四一番一地先まで	間		
新	新旧		
 九〇・五九 〇〇~	・七〇 ・七〇	敷地の幅員	
四三・00	一四三・〇〇	延	
0	・ 〇 マートル	長	
拡幅		備	
		老	

広島県告示第六百五十六号

のとおり変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定によって、 道路の区域を次

局において、平成十八年七月六日までの間、縦覧に供する。 その関係図面は、 広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設

平成十八年六月二十二日

広島県知事 藤 田 雄

Щ

広島県告示第六百五十七号

を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定によって、 次の道路の供用

局において、平成十八年七月六日までの間、縦覧に供する。 その関係図面は、 広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設

平成十八年六月二十二日

広島県知事

藤

田

雄

Щ

線 県 道 大 草 三 原	線道三原本郷	路線名	
三原市小坂町字竹野端三二四一番一地先まで三原市小坂町字竹野端三二三二番一地先から	三原市小坂町字竹野端三二三七番一地先まで三原市小坂町字竹野端三二二〇番一地先から	供用開始の区間	
二日 平成一八年六月二	二日平成一八年六月二	供用開始の期日	

広島県告示第六百五十八号

を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定によって、 次の道路の供用

局において、平成十八年七月六日までの間、縦覧に供する その関係図面は、 広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設

平成十八年六月二十二日

線道広島三次	路線名	
安芸高田市向原町長田字中組四七二番一地先まで安芸高田市向原町長田字中組四六七番四地先から	供用開始の区間	
二日 八年六月二	供用開始の期日	

広島県知事

藤

田

雄

Щ

安芸高田市向原町長田字中組四七二番一地先まで安芸高田市向原町長田字中組四六七番四地先から X 間 別新 旧 旧 新 Oハ ・・ ○ ○ ○ ○ ト ル 敷地の幅員 延 411.00 七二.00 メートル 툱 拡幅 備

考

広島県告示第六百五十九号

川水系河川整備基本方針を平成十八年五月二十五日に定めた 河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号) 第十六条第一項の規定によって、二級河川二河

県呉地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する その関係図書は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び河川企画整備室並びに広島

平成十八年六月二十二日

広島県知事

藤

田

雄

Ш

広島県告示第六百六十号

水系河川整備基本方針を平成十八年五月二十五日に定めた。 河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号) 第十六条第一項の規定によって、 二級河川 |本川

県東広島地域事務所建設局竹原支局に備え置いて縦覧に供する。 その関係図書は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び河川企画整備室並びに広

平成十八年六月二十二日

広島県知 事 藤

田 雄

Ш

広島県告示第六百六十一号

芦田川水系芦田川上流ブロック河川整備計画を平成十八年六月九日に定めた。 河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号) 第十六条の二第一項の規定によっ ζ

県尾三地域事務所建設局及び福山地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。 その関係図書は、 広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び河川企画整備室並びに広島

平成十八年六月二十二日

広島県知事 藤 田

雄

Ш

特定非営利活動法人認証申請があっ 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定によって、 次のとおり

平成十八年六月二十二日

広島県知事 藤 田 雄

Ш

家宮沖 法人ひまわりの まれば動 業所 特定非営利活動 法人の名称特定非営利活動 法人なの花会特定非営利活動 佐々木 仲井 吉田 代表者の氏名 賢行 良輝 渉 九号 沖三丁目一二番 広島県三原市宮 番二号 丁目一 所在地主たる事務所の 一山 七市 番水 二市 三西 お、この法人は、全ての人々が安心 して生活するための様々な領域 の援助を進めていく事業を行い、 もって、障害をもつ人たちの福 社を推進し、共に生きていく社 会の建設にに寄与することを目 的とする。 に寄与することを目的とする。不特定多数のものの利益の増進提供し地域生活支援事業を行い、提供し地域生活支援事業を行い、就労の機会を「この法人は、一般就労が困難な 寄与することを目的とする 定 款 に 記 載 れ た 目 的 年月日のあった 月平 二成 月平 一成 月平 一成 日人年 日八年 百八年 た

定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第 二十五条第三項の規定によって、 次の

平成十八年六月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 Щ

市民オンプズ マン会議 ズズ	動法人の名称 特定非営利活
矢野 整司	代表者氏名
九番一九号四人员	主たる事務所
の法人は、地方公共団 に寄与することを目 り、もって健全な住民の 自治に寄与することを目 自治に寄与することを目 のとする。	定款に記載された目的
変更変見数の	内容変更の
月一二日	年捐日あった

よって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。 以下法という。)第八条第一項の規定に

平成十八年六月二十二日

広島県知事 藤田 雄

Щ

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地(三原市頼兼町二六七二番地一外

提出された意見の概要

提出された意見の縦覧場所

Ξ

……京学学379、《新聞》(《『『『『『『『『』』)(『『『『』』)(『『『』))(『『『』))「「『『』)」(『『『』)」(『『『』))「『『』)」(『『』)「『『』)」(『『』)」(『『』)」(『』)

三原市経済部商工振興課 (三原市港町三丁目五番一号)

提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

兀

期間

及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

平成十八年六月二十二日から平成十八年七月二十四日まで。

ただし、土曜日、日曜日

はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内公共用水面及びこれらと連接

一体をなす水面の範囲を、次のとおりとし、平成十八年六月十四日から適用する。

平成十八年六月二十二日

広島県知事 藤田 雄 山

ら上流を除く。) 芦田川水系 (八田原ダムから上流、御調ダムから上流、服部大池から上流及び瀬戸池か

黒瀬川水系

4 安委員会告示

広島県公安委員会告示第47号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年6月22日

広島県公安委員会

#

6P0351	6P0272	6P0296	6P0176	6S0095	検番 全号
o F	o F	o T	o T	告示の日 (平成18年 6 月 22 日) から 3 年間	検定の有効 期間
П	o F	o H	ぱちんこ遊 技機	回胴式遊技 機	遊技機の 種類
・	C R あま 10 X	CR五右衛門CX	CRぱち んこジョ ーズV78 TF3	ランプルローズ	型式名
株式会社三共 代表取締役 毒鳥 秀行 (群馬県桐生市境野町六 丁目460番地)	株式会社藤商事 代表取締役 松元 邦夫 (大阪府大阪市中央区内 本町一丁目1番4号)	タイヨーエレック株式会社 (代表取締役 佐藤英理子 (愛知県名古屋市西区見 寄町125番地)	京楽産業株式会社 代表取締役 榎本 宏 (愛知県名古屋市中区錦 三丁目24番4号)	KPE株式会社 代表取締役 木戸 秀二 (神奈川県座間市東原五 丁目1番1号)	申請者名(住所)
竹回	 回	竹回	左 同	计回	製造業者名(住所)